

専決処分について（（仮称）南青山二丁目公共施設新築工事請負契約の変更）

本件は、（仮称）南青山二丁目公共施設新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年12月25日

【変更内容】

○契約金額 14億3,770万円  
→ 15億5万9,000円  
(6,235万9,000円増額します。)

【変更理由】

昇降機設備工事単独での入札において専任の監理技術者等を配置できないことを理由として応札者がいなかったことから、昇降機設備工事を新築工事に含めることとしたため

【契約の相手方】

港区浜松町二丁目6番5号  
合田・三和・セコムエンジ・相和技研  
異業種建設共同企業体  
(代表者) 株式会社合田工務店東京本店  
(構成員) 三和電気土木工事株式会社  
東京本店  
(構成員) セコムエンジニアリング株式会社  
東京本店  
(構成員) 株式会社相和技術研究所

【工事場所】



○当初契約を議決した議会

令和5年第2回定例会